

富加町入札心得

平成 10 年 7 月 23 日 作成

平成 13 年 7 月 13 日 改正

平成 14 年 5 月 30 日 改正

平成 23 年 7 月 1 日 改正

平成 30 年 7 月 17 日 改正

電子入札システムによる場合は【 】書きに読み替えるものとします。

第 1 一般的事項

- 1 入札は厳正に行ってください。
- 2 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。（予定価格を事前公表した入札に限る）なお、予定価格を超える金額で入札書を提出したものは、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を行うことがあります。
- 3 入札は、本人又は、代理人が所定の場所へ出席して行います。
【入札は、電子入札システムにより行います。】
- 4 落札決定までは、原則として室への出入りを禁止します。
- 5 郵送等による入札は、入札条件として明示した場合に限り、これを行うことができます。
- 【6 電子入札システムによる場合でも、町長の承諾を得て入札書又は辞退届を書面により提出することができます。また、町長の指示により書面により提出させることがあります。】

第 2 入札（富加町契約規則第 12 条関係）

- 1 入札は入札書（様式 1）により行います。
【電子入札システムによる場合は、入札書は入力画面上において作成します。】
- 2 入札書は、1 件ごとに 1 通を作成して封書にし、入札者の氏名及び件名を表記して町長の指定する日時及び場所に提出（入札函に投函）してください。
郵送により入札書を提出する場合は、封書にした入札書を更に二重封筒にして、入札日の前日（前日が閉庁日の場合は、その前日）午後 4 時までには必着するよう、書留郵便にて差し出してください。また、入札書を送付した旨を総務課契約担当まで連絡してください。
【電子入札システムによる場合は、電子認証により登録された IC カードにより、指定の日時までに入札金額等を入力し、送信してください。】
- 3 入札書は、インク又は墨で記入したうえ記名押印するものとし、その記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければなりません。
- 4 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出してください。
【電子入札システムによる場合は、代理人の入札は認めない。】

5 入札について

- (1) 予定価格を事前に公表した入札にあつては再度入札を行いません。
- (2) 代理人が入札に参加する場合に提出する委任状は、代理権の範囲、代理人の氏名及び代理人が使用する印鑑を明示し、本人(委任者)が記名押印したものでなければなりません。なお、この場合における入札書の入札者名及び押印は、代理人が記名押印(何某代理人何某)と表示すること。

第3 無効入札（富加町契約規則第14条関係）

1 次の各号の一に該当する場合は、その入札を無効とします。

- (1) 入札者が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (2) 入札者が他人の代理をし又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (3) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
- (4) 入札に関し、談合等の不正行為があつたとき。
- (5) 入札書に記名押印がないとき。

【電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき】

- (6) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (7) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- (8) 郵送による入札書が指定した日時までに到達しないとき。
- (9) その他町長があらかじめ指定した事項に違反したとき。

第4 入札書の書き換え等の禁止（地方自治法第167条の8第2項関係）

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできません。

【電子入札システムによる場合は、一度送信された入札希望金額を撤回することはできません。】

第5 再度入札について

- 1 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度入札に参加できません。
- 2 再度入札に付した場合、前回の最低入札価格と同価以上で入札したときは、次回、再度入札に参加できません。
- 3 無効の入札をした者は、以後の再度入札に参加することができません。

第6 工事費内訳書について

1 入札書を入札函に投入後、工事費内訳書の提出を求める場合があります。

【電子入札システムによる場合は、電子入札システムにより、工事費内訳書の提出を求める場合があります。】

2 提出された工事費内訳書の内容について、説明を求める場合があります。

- 3 工事費内訳書を確認した結果、入札の状況に疑義があると認められる場合は、落札決定を保留し、調査を行うことがあります。

第7 入札の辞退

- 1 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとします。

【電子入札システムにより指名を受けた者が入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届の提出を行います。】

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式2）を富加町役場総務課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行います。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行います。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

第8 入札の無効

無効な入札があったときは、それらを除いて落札者を決定します。

第9 入札又は開札の中止（富加町契約規則第15条関係）

- 1 町長は、天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止することがあります。
- 2 前項の入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とします。

第10 開札を行う日時及び場所（地方自治法施行令第167条の8第3項関係）

開札は、入札の終了後直ちに入札の場所において、入札者の立会のうえ行います。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき）は、直ちに再度の入札をすることができます。

【電子入札システムによる場合は、立会いを希望する入札者又は当該入札事務に関係のない職員の立会いのもとに行います。】

第11 落札者の決定方法（自治法第234条、自治法施行令第167条の10第2項関係）

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格以上のう

ちの最低)の価格の者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を履行することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

- 2 富加町契約規則取扱要領第4の基準(平成12年1月26日通達)に該当する入札を行った者は、町が行う調査に協力しなければなりません。
- 3 前号による調査は、工事費内訳書の提出等により実施します。調査の終了後、後日決定の旨を通知するとともに、入札を終了します。
- 4 落札者となるべき同価の入札者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

また、入札者がくじを引くことができないときは、当該入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定します。

【電子入札システムによる場合は、電子くじを実施して落札者を決定します。】

第12 契約書の交換(富加町契約規則第26条)

- 1 町長は、落札者が定まったときは、直ちにその旨を本人に通知し、速やかに契約書を交換しなければなりません。
- 2 前項の場合において、その契約が議会の議決を要するものであるときは、議会の議決を経た後本契約を締結する旨を含む仮契約となります。
- 3 契約書の交換
 - (1) 契約書は、落札者決定後速やかに交換しなければなりません。この期間は、落札決定の通知を発した日から原則として1週間以内とします。落札者がこの期間内に契約を締結しなければその落札は、無効とします。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第13 契約に関する事項(富加町契約規則第46条)

- 1 富加町が、契約の解除をする事ができる場合
 - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
 - (3) 請負に必要な技術者等設置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (5) 請負(受注)者の解除権によらないで契約の解除を申し出たとき。

- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 の規程に違反した行為があったと認められるとき。
- (7) 破産、再生手続開始、会社整理又は会社更生手続開始の申立がなされたとき。
- (8) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり事業執行が困難となると見込まれるとき。
- (9) その他、工事に着手し又は事業を遂行することが困難と認められる事由が発生したとき。

2 契約書の内容は、契約の目的、契約金額及び履行期限に関する事項ほか、各条項のとおりとします。

第 14 工事完成保証について（富加町契約規則第 29 条関係）

落札者は、請負金額が 500 万円以上の工事請負契約には、契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等（富加町契約規則第 6 条）又は金融機関の保証及び公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証をもって担保に代えることができます。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。

第 15 一般競争入札について

この入札心得は、指名競争入札について定めたものであり、一般競争入札の取扱いについては、告示等が優先します。

入札書

¥ _____ 円

仕様書番号 第 号

工 事 名 （工事の請負以外の場合にあっては、業務名、物品名とする。）

※（なお、契約の金額は表記の金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。）

年 月 日

住 所

氏 名

印

法人の場合は、法人名及び代表者役職氏名を記入し、
法人印及び代表者印を押印すること

富加町長

様

備考 物品の購入等で、数件を集合して入札する場合には、入札内容（品名、数量、単価金額等）を別紙として添付すること。

入札辞退届

仕様書番号 第 号

工 事 名 (工事以外の場合にあつては業務名、物品名)

上記について、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所

氏 名 印

法人の場合は、法人名及び代表者役職氏名を
記入し、法人印及び代表者印を押印すること

富加町長 様

【参考】

委任状

年 月 日

富加町長

様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

1, 仕様書番号

第

号

2, 工 事 名

私は、

を代理人と定め、上記工事の入札及び見積に関する一切の権限を

委任します。

使用印鑑

